

兵庫県公報

平成30年3月23日 金曜日 第2987号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 道路の供用開始（同）	2
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	3
○ 落札者等の公示（管理課）	3
病院局公告	
○ 入札公告（県立尼崎総合医療センター）	4
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	6

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

県民の利便性の向上を図るため公安委員会に対してする申請、届出その他の手続について改めること、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を新たに定めること、警察手数料徴収条例の一部改正により引用する字句を改めること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.4.17号城北線
- 3 事業施行期間
平成13年1月23日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月23日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 3月23日から 2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 小原宝殿停車場線	加古川市西神吉町鼎字谷田138番 1 から 同 市西神吉町鼎字谷田1188番まで	旧	7.0から 8.0まで	26.0	
		新	7.0から 15.0まで	26.0	



兵庫県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 3月23日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 3月23日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 名 坂 宍 粟 線	姫路市安富町名坂字北垣内775番から 同 市安富町名坂字北垣内828番 1 まで	旧	1.0から 4.0まで	216.0	
		新	4.0から 12.0まで	216.0	



兵庫県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、平成30年 3月24日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 3月23日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 加美八千代線	多可郡多可町八千代区坂本字坂本585番1 から	旧	5.0から 29.0まで 11.0から 34.0まで	584.0	一部 予定地
	同 郡同 町八千代区中村字堂ノ北157番 1まで	新	5.0から 34.0まで 11.0から 34.0まで	584.0	

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市百合丘2番、3番1、2番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の1
有限会社大成住建 代表取締役 段 畑 幸 彦
加古川市西神吉町宮前821番地の101
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新 免 博 昭
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 1月31日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－3－3号（29高砂）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年 3月23日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
平成30年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 2月27日
- 4 落札者の名称及び住所
リコージャパン株式会社兵庫支社 神戸市中央区磯辺通1丁目1番39号
- 5 契約単価（税抜）
B4 1,696円
A3 1,397円
A4 1,185円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成30年 1月16日

病 院 局 公 告

入札公告

下記の調達について次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 3月23日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 藤 原 久 義

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立尼崎総合医療センター施設の総合施設管理業務（清掃を除く。） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年 7月 1日（日）から平成33年 3月31日（水）まで

(4) 履行場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町 2丁目17番77号

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「建物保守管理」「設備保守管理」「警備」を希望業種として登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 日本国内において、過去5年以内に継続して一般病床200床以上の病院で設備管理業務、警備業務、事務当直業務のいずれかの業務実績を有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒660-8550 尼崎市東難波町 2丁目17番77号

県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課

電話 (06) 6480-7000 内線4022

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記 4 (5) シで提出を求める誓約書の交付期間

平成30年 3月23日（金）から同年 4月 5日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成30年 5月 1日（火）午前10時 県立尼崎総合医療センター 4階第2会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年4月27日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年4月26日（木）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年7月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月23日

兵庫県公安委員会

委員長 三 宅 知 行

兵庫県公安委員会規則第 2 号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 1 号中「届出」の右に「(以下「免許証の記載事項変更の届出」という。)」を加え、同項第 5 号中「の申請」の右に「(以下「免許の取消しの申請」という。)」を加え、同項第 6 号中「申請」の右に「(以下「運転経歴証明書の交付の申請」という。)」を加え、同項第15号中「返納」の右に「(以下「運転経歴証明書の返納」という。)」を加え、同号を同項第17号とし、同項中第14号を第16号とし、同項第13号中「届出」の右に「(以下「運転経歴証明書の記載事項変更の届出」という。)」を加え、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、第 7 号から第11号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 法第107条第 1 項（免許証）の返納（以下「免許証の返納」という。）

(8) 法第107条の10第 1 項（国外運転免許証）の返納（以下「国外運転免許証の返納」という。）

第 1 条第 5 項を次のように改める。

5 第 1 項の規定にかかわらず、免許証の記載事項変更の届出、報告徴収、医師の届出、免許の取消しの申請、運転経歴証明書の交付の申請、免許証の返納、国外運転免許証の返納、取消処分者講習の申請、運転経歴証明書の記載事項変更の届出及び運転経歴証明書の返納は、署長を経由してすることができる。

第25条を次のように改める。

（免許証等の返納）

第25条 法第107条第 1 項の規定により免許証を返納しようとする者(免許の取消しの申請により取り消された免許に係る免許証を返納しようとする者を除く。)、第107条の10第 1 項の規定により国外運転免許証を返納しようとする者及び規則第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、当該免許証、国外運転免許証又は運転経歴証明書に運転免許証等返納書（様式第63号）を添えるものとする。

別表第 3 の 2 県道の部尼崎港線の項中

「

尼崎市東海岸町 1 番119から同市西本町 3 丁目71番 2 まで

」

を
「

尼崎市東海岸町 1 番119から同市西本町 3 丁目71番 2 まで

尼崎市東海岸町 1 番119から同市東海岸町 1 番 6 まで

」

に改め、同部玉野倉谷線の項の次に次のように加える。

三田西インター吉川線	三田市テクノパーク 5 番 1 から同市テクノパーク12番 3 まで
------------	------------------------------------

別表第3の2市道（尼崎市）の部道意線の項の次に次のように加える。

中島東高洲線	尼崎市大高洲町1番1から同市南初島町17番1まで
大高洲線	尼崎市大高洲町2番から同市大高洲町1番1まで

別表第3の2市道（三田市）の部北摂中央3号線の項の次に次のように加える。

須丸線	三田市テクノパーク8番6地先から同市テクノパーク28番地先まで
第二テクノパーク1号線	三田市テクノパーク28番地先から同市テクノパーク31番地先まで

様式第41号の3中

「

警 察 署 警視(部)派出所

」

を

「

警 察 署 警部派出所

」

に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

様式第43号の2中「16,400円」を「17,800円」に、「27,200円」を「28,000円」に、「9,800円」を「11,200円」に、「12,300円」を「12,450円」に、「4,200円」を「4,500円」に、「3,900円」を「4,200円」に、「7,800円」を「8,400円」に改める。

様式第44号中「5,850円」を「6,750円」に、「6,500円」を「7,500円」に、「3,900円」を「4,500円」に改める。

様式第45号中「9,600円」を「9,800円」に改める。

様式第48号中「13,200円」を「12,500円」に改める。

様式第63号を次のように改める。

様式第63号（第25条関係）

運転免許証等返納書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

返納者 氏 名

㊟

続 柄

次の運転免許証等を返納します。

住 所																		
フリガナ	-----																	
氏 名	年 月 日生																	
免許証番号 証明書番号	第																	号
交付年月日 有効期限	年 月 日 交付								年 月 日まで有効									
免許の種類																		
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	大 型 仮	中 型 仮	準 中 型 仮
返納の理由	1 本免許証 (1) 取消し (年 月 日 欠格 年) (2) 失効 (免許証の期限切れ) (3) 再交付後の発見等 (4) 死亡 (年 月 日) 確認添付資料 () 2 仮免許証 (1) 取消し (年 月 日) (2) 失効 (免許証の期限切れ) (3) 再交付後の発見等 (4) 死亡 (年 月 日) 確認添付資料 () 3 国外免許証 (番号 -) (1) 有効期間満了 (2) 失効 4 運転経歴証明書 (1) 運転免許の取得 (2) 再交付後の発見等																	
備 考																		

様式第69号中「5,700円」を「6,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。